⑲　本案件は、契約手続にかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⑳　発注者の承諾を得て紙入札方式に代える場合、書面手続きにおける押印等の取り扱いについて、留意すること。

㉑　本案件の技術協力業務は、令和４年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とするものであり、予算成立の事情により本案件の優先交渉権者選定通知の日を変更する場合や取り止める場合がある。

また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

２　競争参加資格

本建設工事は、橋梁下部工事（基礎工及び既設下部工撤去を含む。以下「橋梁下部工事」という。）と橋梁上部及び鋼製橋脚工事を、同一工事にて施工する工事である。

⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年１月７日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から「大和北道路八条地区橋梁工事」に係る異工種ＪＶとしての競争参加資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

(a)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(b)　単体有資格業者又は経常ＪＶにあっては、近畿地方整備局における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格「一般土木工事」かつ「鋼橋上部工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

また、技術協力業務の優先交渉権者選定通知の日までに、近畿地方整備局における令和３・４年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

(c)　異工種ＪＶの構成は、橋梁下部工事と橋梁上部及び鋼製橋脚工事の施工を各々１社で分担する２社による組合せとし、下記㋐及び㋑の条件を満たす者とする。

また、構成員のそれぞれが、技術協力業務の優先交渉権者選定通知の日までに、近畿地方整備局における令和３・４年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

㋐　橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格「一般土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

㋑　橋梁上部及び鋼製橋脚工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格「鋼橋上部工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

(d)　単体有資格業者、経常ＪＶ又は異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員にあっては、近畿地方整備局における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格「一般土木工事」に係る認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記(b)又は(C)㋐の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

(e)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(b)又は(c)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(f)　単体有資格業者にあっては、平成18年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋓までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「単体有資格業者の同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

ただし、下記㋐及び㋑は同一工事の施工実績を有し、㋒及び㋓は同一工事でなくてもよいが、すべての要件を満たす施工実績を有すること。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

※道路橋にはモノレール及び新交通を含む。

㋑　鈑桁橋を除く鋼橋、鋼製橋脚又は鋼橋主塔の製作架設工事。

㋒　基礎形式が場所打ち杭（深礎杭は除く。）及び既製杭の施工実績を有すること。

㋓　鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚の工事の施工実績を有すること（歩道橋は除く。）。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が平成18年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した「単体有資格業者の同種工事の実績」を有するとともに、その他構成員はそれぞれ平成18年度以降に元請として製作及び架設据付を行い完成し、引渡しが完了した下記㋔及び㋕の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

ただし、下記㋔及び㋕は同一工事の施工実績を有すること。

㋔　道路橋（ＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

※道路橋にはモノレール及び新交通を含む。

㋕　鈑桁橋を除く鋼橋、鋼製橋脚又は鋼橋主塔の製作架設工事。

「単体有資格業者の同種工事の実績」及び「その他構成員の実績」が国土交通省が発注した工事（港湾空港関係を除く。）のうち、説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が説明書に示す点数未満であるものを除く。